

## 令和 4 年度 第 6 回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

会議名称	令和 4 年度 第 6 回佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	令和 4 年 12 月 16 日(金) 午後 1 時 15 分～午後 2 時 30 分
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター 3 階中会議室
出席者等	<p>●委 員 早坂委員長、斉藤副委員長、泉委員、本間委員、宇梶委員、荒井委員、桑原委員、中川委員、伊藤(幸)委員、黒木委員</p> <p>●事 務 局 上野課長、藤崎副主幹、清野副主幹、鈴木副主幹、横田主任主事、中野主事、ダドバンド主査、岡本主査、井上主査、近田副主幹、田中所長、樋口指導主事、曾田副主幹、照井主査、包國主任主事</p>
会議議題	<p>(1) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(2) 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携について</p> <p>(3) その他</p>

### 【 1 開会】

### 【 2 議題等】

- 議題 1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画について
- 議題 2 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携について
- 議題 3 その他

### 【 3 閉会】

## 議題 1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画について

(事務局)

【資料 1 を用いて、現行計画の修正箇所について説明】

今回の現行計画の修正点は、大きく 2 点である。

- 1 点目：第 4 章：教育・保育施設に係る量の見込みと確保量について
- 2 点目：第 4 章：地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保量について

まず、教育・保育の提供についてである。

計画策定時である令和元年度に実施したニーズ調査の結果等を踏まえて、どの程度の定員数が必要なのか。

それに対してどのように確保をするのか。施設整備の規模などを計画したものである。

今回の見直しでは、令和元年度から令和 4 年度については、実績値を入力し、令和 5 年度及び令和 6 年度支給認定区分ごとの実績値と当初計画値が乖離している場合や、確保内容について変動が生じているものについては、実態に合わせて修正を反映している。

見直し後の計画についても、量の見込みに対する確保量に不足は生じていないことから、十分な確保ができている。

次に、地域・子ども・子育て支援事業について。

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の実情に応じた子育て支援に関する事業である。

前回提示した資料からの修正事項について説明する。

- 1 点目：放課後児童健全育成事業について (p 18)

地区別学童保育所の定員数、登録者数、平均利用人数についてであるが、学童保育所の提供区域は、小学校区域に合わせ、23 区域としているところ、本表では 5 圏域での記載となっていたため、提供区域に合わせて 23 区域として記載するように修正をしている。

- 2 点目：地域子育て支援拠点事業について (p 64)

前回会議にて見学いただいた「夢咲くら館」では、令和 5 年 3 月より、佐倉市子育て交流センターを設置し、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業の機能を持つ施設として整備する。そのため、令和 4 年以降の「量の見込みと確保量」を修正している。

見直し後の計画についても、量の見込みに対する確保量に不足は生じていないことから、十分な確保ができている。

● 3点目；利用者支援事業について（p70）

地域子育て支援拠点事業での説明と重複するが、佐倉市子育て交流センターを設置し、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業の機能を持つ施設として整備することから、量の見込みと確保量を修正している。

（事務局）【子どもの貧困対策計画の修正箇所について説明】

主に前回の会議からの修正事項について、説明する。

「7 子どもの貧困対策に関する施策の展開について（P105）

前回までの会議において、計画にもう少し具体性があると良いという意見もあったことから、「重点」としての取り組みを掲載した。

また、佐倉市の取り組みの状況について、方向性とデータを掲載している。こちらについては、子どもの貧困対策を進めていくうえで、状況を見る一つの目安や手がかりといったイメージで掲載をした。

まず、教育の支援であるが、学校における教育相談の充実の観点から「スクールソーシャルワーカーの対応件数」、学校外における学習支援の充実の観点から「学習支援施設数」を掲載している。スクールソーシャルワーカーの配置については、千葉県の実業ではありますが、増加させることを目標として千葉県の貧困対策推進計画にも記載があることから、データとして掲載している。

次に生活の支援について。こちらは保護者の生活支援の観点から「生活困窮者自立支援事業の支援プランの決定件数」、子どもの生活支援の居場所作りなどの観点から「市内子ども食堂の数」を掲載した。

続いて、保護者の就労・経済的支援について。まず保護者に対する就労支援として「ひとり親に対する就業・スキルアップ支援数」、経済的な支援としての各種手当の適切な支給という観点から「児童扶養手当の受給率」を掲載している。受給率は、受給資格がある世帯の中で実際に受給している世帯の割合となっている。

最後に支援につなぐ体制整備であるが、児童虐待、DVに関する相談・対応の目安として、「家庭児童相談件数」を挙げている。

また、p108の支援につなぐ体制整備については、前回までの会議においては、(1)相談窓口の充実、(2)支援人材の育成、(3)連携体制の構築、(4)社会全体での子どもの支援の4つに分けていた。

このうち、(3)連携体制の構築と(4)社会全体での子どもの支援について、内容や取り組みが同様のものが多かったため、1つにまとめることとした。

このうち(3)連携体制の構築については、社会全体での子どもの支援と連携体制の構築とし、「困難な状況にある子どもの早期発見や支援が届きにくい子どもや家庭に対してもアプローチできるように、常に子どもと接している機関や団体、福祉、教育、医療に関する関係機関の連携体制を構築し、社会全体で子どもを支援していく体制を推進します。また、このような取り組みや既存の制度及び施策等について、積極的に情報収集、発信を行います。」と記載した。

次のページ(109ページ)について。「8子どもの貧困対策に関する各種取り組み」である、前回までは空欄だったが、各項目別に取り組みを入れ込んでいる。こちらについては、既の実施しているもののほか、本委員会でのご意見や市役所内での意見照会などを基に、検討が必要としたものについても掲載している。

その他、文言の修正やグラフの修正なども適宜反映しているが、主な修正点の説明は以上である。

(委員長)

「第2期子ども・子育て支援事業計画について」に対するご意見・ご質問等あるか。

(委員)

●利用者支援事業と拠点事業の違いをご教示いただきたい。

→(事務局)

地域子育て支援拠点事業とは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことである。

利用者支援事業とは、教育や保育施設に関する悩みに対して、医療、福祉など関係機関と連携して保護者や子どもをサポートするのが大きな役割である。専門職員が利用者と一緒に考え、必要な正しい情報を提供し、利用できる適切なサービスや支援機関を紹介することを目的とした事業である。

● P82 について、SNS を使って情報発信を追記されたい。  
→（事務局）佐倉市では SNS を活用した情報発信に努めているところである。特に LINE については、子育て支援に関する情報が主となっており、自身が欲しい情報にアクセスしやすい状況を整備しているところである。今後も SNS を活用した情報発信に努めていく。

● 学習支援について、本当に大切であり、ぜひ実行いただきたい。子どものプライドを傷つけないように配慮した支援は必要であると感じる。

→（事務局）社会福祉協議会にて学習支援を行っており、ホームページ等を通じて情報提供を行っているところである。今後、国においても、学習支援含めて子どもの居場所づくりに力を注いでいくことが見込まれることから、国の動向等を鑑みながら、当市でも周知等努めていく。

（委員）

● 子どもの貧困対策について、「重点」が示されたことはとても良いと感じる。

（委員）

● （p 106）生活困窮者自立支援プランとは、具体的にどのような内容であるか。

→（事務局）支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う事業である。当該事業は社会福祉協議会に委託をし、実施している。個々の事情に応じて、どのような支援が適当であるかということ、毎月会議を実施していく中で関係課が集まり検討している。

（委員）

● 支援の内容として、金銭的支援や食料に関する支援は具体的にはどのような支援を行うのか。

→（事務局）金銭については、自立支援金の制度がある。社会福祉協議会を通じて小口貸付制度を活用し、生活の立て直しについて案内している。また、食糧支援についても、社会福祉協議会で実施している「市社協善意銀行事業」があり、その中で緊急に食料が必要な方については、支援を行っているという状況である。

(委員)

- 11月会議よりも、資料が全体的に見やすくなった。
- ショートステイについて、現在の状況を教えてほしい、  
→ (事務局) コロナ禍で受け入れができず、休止している状況である。

(委員)

- 重点として教育相談の充実があげられている。昨年からスクールカウンセラーの方には、月に1回来ていただいている。スクールカウンセラーに繋ぐことを学校ができるということで、保護者と子どもも安心であり、職員も自分ひとりで抱え込まなくて良いと感じた。

(委員)

- 貧困対策の施策に関する記載が見やすくなったと感じた。
- ショートステイは現在休止中との話が合ったが、保育園では一時預かり事業を実施している。ステイはできないが、長時間預けることが可能であるので、ぜひ利用いただきたい。

(委員)

- 貧困に関する内容がとても分かりやすくなった。
  - p76: 子ども食堂に関する「※」の記載について。記載内容の意味をご教示いただきたい。
- (事務局) 子ども食堂の会場について、先行予約や利用料の配慮など側面からの支援をしているためこのような表記となっている

## 【議題2：幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携について】

(事務局) 資料2を用いて説明

幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携については、こどもたちが、小学校就学後も、家庭や幼稚園、保育園、認定こども園で培った力を発揮できるよう、幼稚園等と小学校が連携することで、子どもの育ちと学びをつなぎ、意欲的に小学校生活を送ることができる環境をつくるため、第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画に重点事業として掲げ、令和2年度から取り組んでいるところである。

令和4年度は、根郷小学校と幼保連携型認定こども園の佐倉くるみ幼稚園との間で連携協定を締結する予定である。根郷小学校と佐倉くるみ幼稚園の位置関係としましては、資料の地図のとおりである。

進捗状況としては、本年7月6日には、佐倉市・根郷小学校・佐倉く  
るみ幼稚園の3者で打合せを実施した。その後、両者で打合せを重ねて  
いただき、現在、協定締結に向けて、最終段階とのことである。また、協  
定の締結式は、来年1月11日に執り行うことを予定している。次回、第  
7回の会議でも報告する。

説明については以上である。

(委員長)

「議題2：幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携」に対するご  
意見・ご質問等あるか。

(委員長)

- 協定について、締結で終わるのか、園と小学校で実施内容や成果、課  
題は市で把握しているか。
- (事務局) コロナウイルスの影響もあり大きな成果はないが、小学校  
の体育館で運動会したり、散歩で小学校へ行ったりと交流を深めてい  
る。また、小学校1年生の歌声発表会の練習を園児が見学する予定で  
あると伺っている。課題を発見するに至ってははないが、今後も取り  
組みを推進していきたいと考えている。
- (委員長) 経過報告を今後もお願ひしたい。

### 【議題3：その他】

(事務局)

#### 1 不適切保育の対応について

報道があったとおり、静岡県裾野市の私立保育園で園児に暴行を加え  
たとして元保育士3人が逮捕されるという事案が発生した。また、この  
ほかにも富山県富山市の認定こども園や、宮城県仙台市の企業主導型保  
育施設においても不適切な保育が行われていたという事案が発生するな  
ど、全国で同様の事案が相次いでいる。

こうしたことから、市では、国からの依頼を受け、不適切な保育の未  
然防止や、自治体や保育施設の対応をまとめた手引を、市内保育施設等  
に再周知しましたので、報告する。

また、加藤厚生労働相が、全国の保育所での不適切行為や自治体の対  
応に関する実態調査を検討すると表明したとの報道もありましたので、  
引き続き、国の動向を注視し、市内の保育園、認定こども園等において、  
同様の事案が発生しないよう努めていく。

## 2 給食費の補助について

この度、佐倉市では、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、佐倉市立幼稚園、小・中学校に在籍する園児、児童、生徒、及び、民間保育園等に在籍している園児の給食費を補助する事業を開始する。

補助の対象は、令和5年1月から3月分の給食費で、その間の給食費が実質無償化するよう補助を実施する。

また、例えばアレルギー等の理由で、給食の提供を受けず、弁当を持参している子どもについても給食費相当額を補助することとしている。

(委員長)

「議題3：その他」に対するご意見・ご質問等あるか。

(委員長)

- 保育士の資質というのは研修が第一となると思う。
- 感情を理性でコントロールできることが必要である。

(副委員長)

- (p54)「放課後子供教室との一体整備」について、今計画期間は学童保育所優先とあるが、近い将来は放課後子供教室も一体となるのか  
→(事務局)今回学童の担当が出席していないため、1/13の会議で回答する。
- (p25)調査の選択肢が少ないものや、その他として一括りにするのは、選択肢として強引なものがある。  
→(事務局)当該項目については、第二期計画の策定時に実施したニーズ調査の内容を記載している。今回の中間見直しでは手を加えず、次期計画の策定時に参考とさせていただく。

(委員)

- 不適切保育について、子どもの権利を侵害するようなことはあってはならないが、保育士の負担が過重労働となっていないか。  
→(本間委員)保育士の責任や仕事量は少なくないが、みんな夢を持って取り組んでいる。仕事の内容に関係なく、頑張りすぎている現状はある。配置基準を拡充した方がよいのではということもあるが、費用がかかり、難しい。今回のことは園長の責任でしかないと感じている。  
職員から今回の事案に対する声があったときにはすべきことがあったし、職員間の連携や悩みを共有することが大切である。



出産等で一度離れるとまた復職できるかと不安になり、辞める人が多い。このような中では、施設長の資質を高める施策が必要なのではないか。

（事務局より連絡事項）

次回の子育て支援推進委員会は、年明け、1月13日（金）の13:15からとなる。場所は、本日とは別の会場、議会棟第3委員会室で開催する。

閉会